

後期高齢者医療制度

～令和2年度の保険料などについて～

■均等割の軽減割合が見直されました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直されました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	
	令和元年度	令和2年度
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減	7割軽減
33万円	8.5割軽減	7.75割軽減

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合
令和元年度	令和2年度	
33万円 + (28万円×世帯の被保険者数)	33万円 + (28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円×世帯の被保険者数)	33万円 + (52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■保険料の計算方法（令和2年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

●所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■1年間の保険料の賦課限度額が見直されました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直されました。

令和元年度 62万円	➡	令和2年度 64万円
---------------	---	---------------

【お問い合わせ】 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ (011) 290-5601
住民課国保年金係 ☎ 6-2116

